

## 駐車場法に基づく路外駐車場（500 平方メートル以上）の構造基準

令：駐車場法施行令

### ○出入口を設けられないところ

基準	根拠法令
交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル。	令第7条1号イ (道路交通法第44条1号)
交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分。	令第7条1号イ (道路交通法第44条2号)
横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分。	令第7条1号イ (道路交通法第44条3号)
安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分。	令第7条1号イ (道路交通法第44条4号)
乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分。	令第7条1号イ (道路交通法第44条5号)
踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分。	令第7条1号イ (道路交通法第44条6号)
横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分。	令第7条1号ロ
幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分。	令第7条1号ハ
橋。	令第7条1号ニ
幅員が6m未満の道路。	令第7条1号ホ
縦断勾配が10%を超える道路。	令第7条1号ヘ

## ○構造基準

	基準	根拠法令
出入口に関して	路外駐車場の前面道路が2以上ある場合は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。	令第7条2号
	自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場は、自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上とすること。	令第7条3号
	自動車の回転を容易にするため必要に応じて隅切りをする。切取線と車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくし、かつ切取線の長さは1.5m以上とすること。	令第7条4号
	自動車の出口付近の構造は、当該出口から2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60°以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。	令第7条5号
	建築物である路外駐車場には、出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設置すること。	令第14条
場内各部に関して	自動車の車路は円滑かつ安全に走行することができ、その幅員は5.5m以上、一方通行3.5m以上とすること。	令第8条1号、同条2号ロ、ハ
	一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行のために供しない部分の幅員は2.75m以上であること。	令第8条2号イ
建築物である路外駐車場に関して	はり下の高さは、車路で2.3m以上、駐車スペースで2.1m以上確保すること。	令第8条3号イ 令第9条
	屈曲部は、5.0m以上の内のり半径で自動車が回転できること。	令第8条3号ロ
	傾斜部の縦断勾配は17%未満とし、路面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。	令第8条3号ハ、ニ
	直接地上へ通ずる出入口がある階以外の階には、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けること。	令第10条
	火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画すること。	令第11条
	内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けること。ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積が、その階の床面積の10分の1以上であるものは、この限りではない。	令第12条
	照明装置は、車路の路面で10ルクス以上、駐車スペースで2ルクス以上確保できるものとする。	令第13条